

【海外拠点】 山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所
【現地駐在】 TTB 銀行(タイ・バンコク)、HD 銀行(ベトナム・ホーチミン)



【香港駐在員事務所】

香港進出を検討する際に留意するポイント

1. はじめに

昨年 12 月 17 日に香港政府統計処が公表した調査結果によると、香港域外に親会社を有する企業が香港に設置している拠点数は 9,960 社（2024 年 6 月 3 日時点、前年（9,039 社）比+10.2%）となり、過去最多を更新しました。

そのうち、日本企業の拠点数は 1,430 社で、前年（1,403 社）から 27 社増加しました。機能別（※）にみると、地域統括本部（200 社、前年比▲2.9%）は減少し、地域拠点（420 社、同+2.2%）や現地拠点（810 社、同+3.1%）は増加しました。特に現地拠点は大きく数が伸びており、日本企業が香港域内で事業展開を図る傾向が更に強まっています。

※機能別内訳

地域統括本部：香港およびその他 1 ヶ所以上の地域拠点を管轄する権限有り

地域拠点：香港およびその他 1 ヶ所以上の地域拠点を運営または調整する機能有り

現地拠点：香港のみの業務を担当

さて、今回は香港進出を検討する際に留意するポイントについてご紹介いたします。

2. 規制業種

規制については、最低限の危険・公害等公衆衛生上問題のある業種等に限られています。

危険業種、公害業種等公衆衛生上問題のある業種への投資は、それぞれ関連部局の許可を得なければなりません。その他、環境への配慮から、大気汚染、産業廃棄物、水質汚染および騒音等について、規制が厳しくなる傾向にあります。

3. 外資に関する奨励業種

香港は貿易障壁を設けておらずフリーポートであるため、制度上の特別奨励業種はありません。伝統的な主要産業は、金融サービス、観光、貿易・物流、土業等の専門サービスですが、近年政府は経済を更に発展させるため、以下について推進しています。

①イノベーション・科学技術産業の国際拠点

イノベーション・科学技術（I&T）産業の振興に注力しており、国際的な I&T センターを目指しています。

②スタートアップの誘致と支援

国際的な競争力向上、雇用機会の拡大、イノベーション促進のため、スタートアップ支援を進めています。海外スタートアップの誘致にも積極的であり、香港での起業や事業拡大支援も行っています。

③ファミリーオフィスの誘致

ファミリーオフィスの誘致にも注力しており、トップタレント・パススキームの創設、資本投資移民ビザの再開やファミリーオフィスへの税優遇措置等の支援強化に取り組んでいます。

4. 具体的な進出方法や現地法人の設立に必要な情報

【具体的な進出方法】

項目	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	低税率の享受 迅速な意思決定	日本本社によるコントロール	開設・閉鎖手続きや維持管理が簡易
営業活動	可	可	不可（情報収集、本社営業の補助のみ）
会社登記	必要	必要	不要
事業登記	必要	必要	必要
会計	香港の会計原則により決算を行う	本店の会計方針により決算を行う	本店の会計方針に従い試算表を作成
会計監査	毎期必要	不要（任意）	不要
税務	毎年事業所得税の申告・納税が必要。株主構成、事業内容や実体の有無等によってはタックスヘイブン対策税制対象となる。	毎年事業所得税の申告・納税が必要。最終的には本社との合算により日本において課税されるが、香港での納税額については税額控除の対象となる。	営業活動を行っていないので、原則課税は発生しない。但し、数年に1度、申告書の提出を要する。
税務上の損失	永久に繰越しでき、将来の所得と相殺できる。	香港支店の損失は香港側で永久に繰越しでき、日本側では日本本社の利益と相殺される。	日本側では日本本社の一部門として合算処理される。
会社内容の開示	香港現地法人の会社登記事項が会社登記局にて公開される。財務諸表は公開されない。	日本本社の登記事項の内容が公開される。本店の財務諸表およびその英訳を会社登記局に提出する必要があり、公開される。	不要

【現地法人の設立に必要な情報】

項目	内容
会社名の決定	英文は必須で、中文の会社名は任意となる。英文の場合、「Limited」、中文の場合は、「有限公司」を社名の最後につけることになる。会社名の決定前に会社登記局で類似商号の存在を確認する必要がある。
株主の選定	株主は1名以上から登記可能。株主が個人であるか法人であるか、また国籍、居住国について制限はない。
取締役の選定	取締役は1名以上から登記可能。取締役が個人であるか法人であるか、また国籍、居住国について制限はないが、18歳以上であることが必要で、更に法人取締役のみの登記は不可である。その場合には、1名の自然人取締役の登記が必要となる。日本のように「代表取締役」という法的な地位は存在せず、会社登記局に対しては、「取締役 (Director)」として全員登記されるため、取締役会議長は取締役会の開催によって決定される。
資本金	最低資本金は1香港ドル（約20円）で、1人の発起人（株主）が1株（1香港ドル）で引き受けることで登記が可能である。2014年3月3日付で改正された香港会社条例により旧法で必須だった授權資本金と額面価格の表記が廃止された。資本金の払込時期については、設立登記以前に出資払込金証明等は不要であり、設立後に払い込む。一般的には、10,000香港ドル（約20万円）以上で登記されるケースが多い。
事業目的	通常、定款上で事業目的の制限を記載しないため、基本的にはどのような事業も行える（金融業、飲食業、学校、不動産業、人材斡旋業等は別途ライセンスが必要）。商業登記証に主要業務の記載が必要。
会社秘書役	香港会社条例により、会社は会社秘書役を選任することが義務付けられている。日本にはない制度で、議事録等のさまざまな法定書類を会社のために適切に作成、登記、保管する役割を担う。

5. 進出にかかる費用（現地法人の場合）

- ①会社設立費用（書類作成費用、登記費用等を含む）
約13,000～20,000香港ドル（約26～40万円）
- ②香港の銀行での法人口座開設費用（専門業者に依頼する場合）
約2,500～8,000香港ドル（約5～16万円）
- ③オフィス費用（賃料、内装工事費用）
エリアや広さにより異なりますが、オフィス物件1,000sqft（約93㎡）で月額賃料約15,000香港ドル～（約30万円～）、内装工事費用約200,000香港ドル～（約400万円～）
最近の傾向として、オフィス、店舗とも初期費用が抑えられる居抜き物件が人気です。
- ④ライセンスや許認可の取得費用
一般的な飲食店の営業に必要なライセンスの取得費用は約50,000香港ドル～（約100万円～）

万円～)

⑤OA 機器、オフィス家具、事務用品の購入、人件費、運転資金他

6. 進出までの準備やタイムスケジュール（現地法人の場合）

- ①市場動向の調査や競合の分析・・・約 4～6 ヶ月
- ②進出計画や資金調達計画等の作成・・・約 2～3 ヶ月
- ③事前準備（社名の決定や必要書類の準備等）・・・約 1 ヶ月
- ④会社登記局へ登記申請・・・約 5～10 営業日
- ⑤銀行口座開設、ライセンスや許認可の取得・・・約 1～3 ヶ月

7. 現地での収益以外に得られるメリット

- ①ブランドの認知度向上：国際的なプレゼンスやブランド価値の向上
- ②新市場の開拓：香港を足掛かりとした中国本土やアジア諸国等への進出
- ③イノベーション：新しいビジネスモデルや新技術の導入等による競争力向上

8. 典型的な失敗例

- ①市場調査不足
香港市場の消費者ニーズの調査や競合の分析等を十分に行わず進出すると、予期せぬリスクに直面したり、判断を誤る可能性があります。
- ②法規制に関する知識不足
日本企業にとって現地の法規制は複雑で分かりにくいものもあり、軽視すれば大きなペナルティを受けたり、事業存続に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- ③コミュニケーションの問題
言語の問題や文化・慣習の違いにより社員とのコミュニケーションがうまく取れず、離職率が高くなり、円滑な事業運営ができない可能性があります。

9. おわりに

最近日本から香港への進出が増えているのは飲食店、小売店、IT 関連です。香港が進出先として選ばれる主な理由として、外資企業に対する規制が少なく新規参入しやすい点が挙げられます。一方でライバル企業との競争が激しく、競争優位性を維持するためには、現地のビジネスパートナーとの連携が重要になります。信頼できるパートナー探しは慎重に行わなければならない時間を要しますが、現地に関する正確な情報や日本人が知り得ない貴重な情報の入手、商習慣や法規制に関する知見、パートナーが有する現地ネットワークの活用等の利点があり、海外で事業を行う上で有効な手段となります。

また、海外進出の際は入念な事前準備が不可欠であり、現地に精通しノウハウを有する専門家を活用しながら進められるケースもありますので、必要に応じてご紹介が可能です。

山口フィナンシャルグループでは海外への事業展開にご興味があるお客様のサポートを行っていますので、お気軽にお取引店または営業戦略部営業企画室海外事業グループまでお問い合わせください。

（山口銀行香港駐在員事務所 山根 元博）

【参考文献】

- ・日本貿易振興機構（JETRO）
在香港の域外企業拠点数、過去最多の 9,960 社に（2025 年 1 月 6 日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/01/b21092e6f40a8e17.html>
香港 外資に関する規制
https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/invest_02.html
香港 外資に関する奨励
https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/invest_03.html
2023 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業 調査レポート
香港進出に関する制度情報（2024 年 3 月改訂版）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2024/ce15a9290643dd1e/202403_r2.pdf